

入札説明書に関する回答書

令和6年4月19日

業務番号	6双農第1号
業務の名称	有害対象狩猟鳥獣捕獲等業務委託
質問事項	<p>質問① 入札説明書2入札参加資格(1) 公告日時点で、福島県双葉郡内に有害対象狩猟鳥獣捕獲等の業務が実施できる狩猟免許状を所持した一定数の職員が勤務している本店、支店について 一定数の人数については2名、3名等具体的な人数の決まりは御座いますでしょうか。</p> <p>質問② 仕様書7業務内容(2)イ はこわなの設置場所及び設置方法は委託者と協議の上決定について はこわなの設置場所については設置場所の指定、または過去の設置場所情報はご提供いただけますでしょうか。</p> <p>質問③ 仕様書7業務内容(6)イ C S Fの感染状況を把握する目的での試料の提供について 血液採取は環境省のガイドラインに準ずる採取方法でよろしいでしょうか。</p> <p>質問④ 仕様書7業務内容(7) 自動撮影カメラを用いた野生鳥獣の生息状況調査の実施について 人員配置の最適化および正確性を考慮して、業務の一部を再委託することは可能でしょうか。</p> <p>質問⑤ 種別内容書(2)備品・消耗品 わな用餌について ヌカ・トウモロコシ以外の餌は使用不可でしょうか。</p>

回答事項	<p>質問①</p> <p>見回り及び現場での捕獲業務が原則 2 名以上で行うこと、また自動撮影カメラを用いた野生鳥獣の生息状況の調査にあたって自動撮影カメラの位置ずれの確認及び当該カメラの設置・撤去はいずれも 2 名体制で実施することとしています。「一定数の人数については」これらの作業が確実に実施できる体制の人員が確保されていることを求めている趣旨ですので、具体的な人数の決まりはありません。</p> <p>質問②</p> <p>受託者が決定し契約後、受託者と打合せのうえ、必要であれば提供させていただきます。</p> <p>質問③</p> <p>お見込みのとおりです。</p> <p>環境省・農林水産省が作成した「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」による実施を想定していますが、関係機関から依頼があった場合、関係機関から提出されるマニュアル等を示したうえで作業を受託者へ指示します。</p> <p>質問④</p> <p>基本的には受託者が受託した業務を自ら実施することと考えておりますが、仕様書 12 その他(5)にあるとおり再委託については文書による承諾が必要となります。なお、再委託先には当町との契約における契約書及び仕様書等の規則を順守させていただくほか、受託者は再委託先の業務履行と個人情報の管理、個人セキュリティの取り組みについて適切な管理、監督を実施していただきます。</p> <p>質問⑤</p> <p>*設計書（金抜き）中、工種・内訳の直接経費（2）備品・消耗品費のわな用餌へのご質問として回答させていただきます。</p> <p>入札に際しての見積金額を算出するため代表的な餌と考えられる「ヌカ・トウモロコシ」を計上しております。</p> <p>それ以外の餌の使用につきましては、同等以上のものを使用することは可能です。受託者が決定し、契約後、委託者と協議のうえ決定させていただきます。</p>
------	--